

青年部規約例

(目的)

第1条 この規約は、本組合が定款第〇条の規定により設置する青年部の組織及び事業等について必要な事項を定め、もって青年部の円滑な運営を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 青年部は、〇〇〇組合青年部と称する。

(会員の資格)

第3条 青年部の会員は、本組合の組合員たる事業所の経営者及び経営に携わる若手後継者であつて年令〇歳未満の者とする。

(事業)

第4条 青年部は、会員相互の親睦と経験知識の交流を図るため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図るための会合の開催
- (2) 経営・技術等の向上を図るための各種講習会の開催
- (3) 組合の事業に対する協力及び意見具申
- (4) 会員の慶弔事に対する見舞
- (5) 〇〇〇〇…

(青年部役員の定数)

第5条 青年部役員の定数は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 〇名 |
| (3) 幹事 | 〇名 |
| (4) 監事 | 〇名 |

(青年部役員の任期)

第6条 青年部役員の任期は〇年とする。ただし、再選を妨げない。補充のために選任された青年部役員の任期は現任者の残任期間とする。

(青年部役員の選任)

第7条 青年部役員は、青年部総会において選任する。

(青年部役員の職務)

第8条 会長は、青年部を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、必要に応じて会長の職務を代理する。
- 3 幹事は、業務を執行する。

4 監事は会計を監査し、青年部総会においてその結果を報告する。

(部会・委員会)

第9条 青年部に、必要により部会・委員会を置くことができる。

(青年部総会)

第10条 青年部総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年事業年度終了後〇月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも、幹事会に諮り、会長が招集する。

(幹事会)

第11条 幹事会は会長、副会長及び幹事をもって構成する。

(議決)

第12条 青年部総会・部会・委員会及び幹事会の議決は過半数の賛成をもって決定とする。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(会計)

第13条 青年部はその行う事業の費用に当てるため、会費を徴収することができる。

2 前項の会費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、青年部総会において定める。

(事業年度)

第14条 青年部の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり翌年〇月〇日に終わるものとする。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、幹事会の議を経て理事会で決定する。

附則

この規約は、平成〇年〇月〇日から施行する。

女性部規約例

(目的)

第1条 この規約は、本組合が定款第〇条の規定により設置する女性部の組織及び事業について必要な事項を定め、もって女性部の円滑な運営を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 女性部は、〇〇〇組合女性部と称する。

(会員の資格)

第3条 女性部の会員は、次のいずれかの要件に該当するものとする。

- (1) 本組合の組合員たる事業所の女性経営者及び経営に携わる女性後継者
- (2) 本組合の組合員たる事業所に勤務する女性
- (3) 〇〇〇〇
- (4) 本会の趣旨に賛同する者

(事業)

第4条 女性部は、会員相互の親睦と経験知識の研鑽並びに交流を図るために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図るための会合の開催
- (2) 経営・技術等の向上を図るための各種講習会の開催
- (3) 組合の事業に対する協力及び意見具申
- (4) 会員の慶弔事に対する見舞
- (5) 〇〇〇〇

(女性部役員の数)

第5条 女性部役員の数、次のとおりとする。

- | | |
|---------|----|
| (1) 部長 | 1名 |
| (2) 副部長 | 〇名 |
| (3) 幹事 | 〇名 |
| (4) 監事 | 〇名 |

(役員任期)

第6条 役員任期は〇年とする。ただし、再選を妨げない。補充のために選任された役員任期は現任者の残任期間とする。

(役員選任)

第7条 役員は、女性部総会において選任する。

(役員職務)

第8条 部長は、女性部を代表し会務を総括する。

2 副部長は、部長を補佐し、必要に応じて部長の職務を代理する。

3 幹事は、業務を遂行する。

4 監事は会計を監査し、女性部総会においてその結果を報告する。

(相談役)

第9条 女性部に、必要により相談役を置くことができる。

(総会)

第10条 女性部総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(幹事会)

第11条 幹事会は部長、副部長及び幹事をもって構成する。

(議決)

第12条 女性部総会・幹事会の議決は過半数の賛成をもって決定とする。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(会計)

第13条 女性部はその行う事業の費用に当てるため、会費を徴収することができる。

2 会費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、女性部総会において定める。

(事業年度)

第14条 女性部の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり〇月〇日に終わるものとする。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、幹事会の議を経て理事会で決定する。

附則

この規約は、平成〇年〇月〇日から施行する。